

佐世保市歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進条例の概要

- 歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年8月10日施行)
- 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例(平成22年6月4日施行)



法律、県条例の趣旨に基づき、

市民の歯科疾患の有病率の低下を図り、もって市民の健康増進に寄与するため、市民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進

○基本理念

歯・口腔の健康づくりは、次のことを基本理念としておこなわなければならない

- ①すべての市民が生涯にわたり、自らむし歯、歯周病等の歯科疾患の予防に取り組むこと
- ②適切な時期に必要な歯科検診、歯科保健指導、歯科相談、口腔ケア等の口腔保健サービス及び医療を受けることができる環境が整備されること

○責務及び役割

- ①市について責務を規定、②歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科保健医療に係る業務に携わる者、③教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等、④市民について役割を規定

市の施策

○生涯にわたる市民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策

- ① 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集・提供等
- ② フッ化物を用いた効果的なむし歯の予防対策
- ③ 定期的に口腔保健サービスを受けることを促進するための勧奨等
- ④ 障がい者等が、適切に口腔保健サービスを受けること等のための施策等
- ⑤ 歯・口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上
- ⑥ 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究

実施体制

○歯・口腔の健康づくり推進計画の策定

市民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針、目標等を策定、公表

○歯・口腔の健康づくり普及月間

毎年6月を歯・口腔の健康づくり普及月間とし、歯・口腔の健康づくりの重要性を普及するための事業を実施

○歯・口腔の健康づくり推進協議会

歯・口腔の健康づくりを推進するために設置し、次の事項を調査審議する

- ①推進計画
- ②歯・口腔の健康づくりに関する施策の推進

○歯科保健に関する実態の把握

市民の歯科検診の結果等の公表、それを活用し、歯・口腔の健康づくりに関する実態の把握

○条例の施行期日

平成24年4月1日

(協議会に関する規定は、規則で定める日から施行)